

# 明治初年代、府県裁判所異聞(一)

——広島県裁判所を中心として——

加藤高

- 一 問題の所在
- 二 明治初年の中国地方諸県
- 三 広島県聽訟課と民事裁判（以上本号）
- 四 明治初年の裁判所—府県裁判所の創出—
- 五 明治八年の県治条例廃止と府県職制章程制定
- 六 裁判所なき諸県の問題状況—広島県を中心にして—
- 七 結びに代えて

## 一 問題の所在

本稿は、筆者が昨年と本年の2回、「法と裁判」近代化過程研究会において報告した資料をもとにまとめたものである。<sup>(1)</sup> 平成六（一九九五）年三月、下級審民事判決原本（明治初年から昭和十九年迄のもの）が、全国各地の高等裁判所からその

所在地の国立大学に移管され、漸く廢棄の憂目を免れるに至ったのは、既に周知の事に属する。筆者は、以前より多少の関心を寄せて明治初年の民事裁判の実情につき、中国地方とくに松江地方裁判所の民事裁判記録等を調査する機会を得ていた。そして不充分ながらも、その成果は公表して(2)きた。そしてその当時の調査で、たとえば「島根県裁判所」や「浜田県裁判所」といった名稱の裁判所に、すでに接していた。ただ、このような裁判所に関して、関係各県の県史等郷土史はほとんど触れていない。多少の疑問は抱きながらも、明治初年の府県裁判所とはこのように某県裁判所と稱するものであろうとの先入觀から、この点には立ち入らずに過していた。しかしそれは筆者の誤りであることが後日漸く明かとなつた。たとえば石井良助教授は著書〔明治文化史2・法制〕原書房昭和五五年刊)の中で「府県裁判所というものは裁判所の種類の名称であつて、具体的に各府県裁判所を呼ぶときは、たとえば、新潟裁判所のごとくい、新潟県裁判所とはいわない」(二二〇頁)と明言されている。同様に、瀧川叡一教授も著書「日本裁判制度史論考」(信山社・一九九一(平成三)年刊)において「府県裁判所というものは総稱であつて、個々の裁判所名には府県は入らない。即ち東京裁判所・神奈川裁判所であつて、東京府裁判所・神奈川県裁判所ではない」と明快に指摘されている(五頁)。そして一八七二(明治五)年八月三日制定の司法職制並事務章程(司法職務定制)では、その中に設置が予定された府県裁判所について、「府県二置ク所ノ裁判所ハ府名県名ヲ冒ラシメ某裁判所トス」と定めている。したがつて筆者が調査において接した、たとえば島根県裁判所は府県裁判所の正式名称ではないことになる。ところがその後、文部省科学研究費の補助を得た。広島大学法學部の紺谷浩司教授を研究代表として、一九九七年七月に、広島地方裁判所本庁で明治期を中心とする民事裁判記録等の調査を行なつていたときの事である。多数の訴状受取録等民事事件簿に混じつて、「裁判申渡案」という表題で、「自明治五年至同九年」の年数を記載した一簿冊が見つかった。<sup>(3)</sup>明治初年代、広島県成立当初の民事判決原本綴に相当するもので

あつた。詳細は後述するが、一八七一（明治四）年七月十四日の廃藩置県以後、同年十一月頃には、全国三府七十二県が統合整理の結果、成立していた。しかしこの当時から数年間、大部分の県には裁判所がなく、代りに各県は県庁内に裁判事務を担当する課を設置し、当時の県令あるいは権令もしくは参事・権参事といった、県首脳クラスが当然に裁判長となり、配下の課員に民刑事々件の下調べ等を行なわせていたと推測される。おそらく当時は県庁内に法廷が設けられていたと思われる。広島県も同一の状況下にあつたと見てよい。筆者がこの「裁判申渡案」を調べた際に注目したのは、事件の内容というよりも、そこで使用されていた用紙に記載された広島県裁判所という名稱についてであつた。先きに見た島根県裁判所と同じような裁判所がこの時期の広島県にも存在していたと見ることがができるからである。しかしこのような名稱の裁判所の存在については、司法沿革誌はおろか、たとえば広島県史等の郷土史文献にも痕跡をとどめていない。それでは裁判所の民事判決言渡書に何故このような広島県裁判所という名稱の用紙が用いられていたのか。些細な問題ながら筆者には、明治初年、府県裁判所時代の民事裁判制度研究にとって、いわば前提的、基礎的作業の一つと思われたので、本稿では当時の民事裁判制度の推移を背景に、広島県裁判所とは何か、どのような裁判所であつたか、その存在の経緯や存在性格などを明らかにすることを当面の課題としたい。なお今回の民事裁判記録文書等史料の調査に際しては、広島高等裁判所を始め、同裁判所管内の各地方裁判所及び支部の、実に数多くの関位各位から温かい御理解と御協力を得たことを謝意を込めて付記しておく。末筆に成り大変恐縮であるが大村須賀男先生および、茎田加寿子先生にはこれまで公私に亘る御学恩を賜わっている。この拙文を両先生の御退職に際してお贈りすることを許して頂きたいと思う。

（本稿は一九九七年、一九九八年の兩年度の文部省科学研究費による研究成果の一部であることを付記する）

(1) 最初に行なった報告は一九九八年五月三十日で、その時のテーマは「明治初年代・府県裁判所設置前後の民事裁判事情」「広島県裁判所」の場合ーと題した。ただこの時の報告は、充分な資料調査もできぬままの、いわば中間報告な問題提起にとどまつていた。その後の調査の結果、「広島県裁判所」なる裁判所名稱の経緯や性質がほぼ明確になつたので、第一回報告の補完の形で、一九九九年六月十三日、研究会において「明治初年代、府県裁判所異聞—広島県裁判所を中心としてー」と題する報告を行なつた。

(2) たとえば資料として「島根県裁判所民事課事務節目」(修道法学10巻1号△昭和62年刊▽一八三頁以下参照)など。

(3) この「裁判申渡案」そのものの調査の結果については、いずれ近い機会に公けにする予定であるが、明治五年の出訴事件から明治九年までのもので件数は95件を数える。実はその一部に過ぎないが、筆者は表紙や内容につき紹介を行なつたことがある。  
（青山善充・林屋礼二・石井紫郎編・「図説判決原本の遺産」平成10年信山社刊・中表紙の写真及び29頁参照）。

## 一 明治初年の中国地方諸県。

### (1) 緒論。

一八七一（明治四）年七月一四日に行なわれた廢藩置県により、わが国には全国一様に県が置かれることになつた。<sup>(4)</sup>そしてその直後、すなわち七月二十九日に、△太政官職制▽が発布されて、中央行政機構に再び大きな改正が加えられることになつたのは周知のところであろう。ただ、ここではまず、検討すべき課題にアプローチするため、必要最小限度の範囲で、明治初年代、より正確には一八七一（明治四）年以降、一八七七（明治一〇）年頃までの時期の地方制度—裁判事務を含むーを概観する。そしてこの時期の広島県を事例に裁判事務を含む民事裁判事情といったものを不充分ながら明らかにして見たいと思う。広島県を事例に選んだのは、筆者の勤務上、資料蒐集等に便宜であつたからで他意はない。そしてここであらかじめお断りしておきたい事がある。それは本稿では刑事裁判には当初から一切言及しない、という事であ

る。筆者の関心外である為で、裁判、と云つても、ここでは民事裁判を指すということを御諒解頂きたいと思う。さて、先きに触れたように、廢藩置県により全国三府三〇六県と改められたとしても、それらは単に臨機の過渡的措置であつた。中央集権的統一的地方制度創出の為には、新しい地方行政区としての府県制の建設が必要であったが、その建設の為には既存の旧藩意識を温存させている地方体制の抜本的改編が不可避であつた。かくして大蔵省の下で、諸県統廃合新置の事業が遂行されることになつた。明治四（一八七一）年八月二十九日、天童県を山形県へ合併することを皮切りに、以後、同年十二月二十二日までに、東京・京都・大阪の三府と神奈川以下の七十二県に全国が統合整理された。<sup>(6)</sup>

## （2） 県治条例の制定と広島県。

先きに見たように、統一的地方行政区として全国が三府七十二県（北海道はこの時期開拓使）に区画された。ついで同四年十月二十八日、太政官達で「府県官制」<sup>(7)</sup>が公布され、翌十一月二十七日、同じく太政官達で「県治職制」<sup>(8)</sup>が制定された。これは「県治職制」・「県治事務章程」・「県治官員並常備金規則」の3部から成る。この内「県治職制」において注意すべきは県令など奏任以上の上層の人事権は太政官が支配する原則を定めた点である。判任以下属官などの人事権は県令の専権とされている。「県治条例」について筆者が最も注目するのは、県庁事務を四課（庶務課・聴訟課・租税課・出納課）に分け、その所管事務を定めていく中で、近代法的思惟からすれば、行政事務とは本来異質であるべき司法（裁判）事務が含まれている点である。すなわち聴訟課とは「県内ノ訴訟ヲ審聽シ其情ヲ尽シ、長官ニ具陳シ及県内ヲ監視シ罪人ヲ処置シ、捕亡ノ事ヲ掌ル」ところとされ、民事裁判は無論のこと、行政警察事務等をも担当している。<sup>(9)</sup>なお、「県治事務章程」においては、県令が中央の主務省に稟議し、許可を得て处分すべき事項と、地方庁限りで専任施行すべき事項とを区別する。これにより中央政府は、均一して全国各県の上層人事権と重要事項に対する広汎な指揮命令権とを掌握す

る原則が確立し、中央対地方の行政関係がここに漸く体系化されるに至つた。以後この「県治条例」は明治八（一八七五）年十一月三十日の太政官達（第一〇三号）「府県職制並事務章程」の制定により廃止される迄の間、数年間ではあるが存続した。したがつてこの時期、大部分の県においては、県令など県長次官クラスが、裁判上では、当然に裁判長でもあり、<sup>(10)</sup> 聴訟課配置の下僚たる属官が民（刑）事々件の書面審査や事実審理等を担当していたと推測される。本稿との関係であらかじめ問題の所在を先取りして云えば、先きに触れた明治八年制定の府県職制並事務章程により、府内事務は六課に分けられたが、その中に「聴訟課」の課名はない。しかし同じ府県職制の末条には、つぎのような規定が置かれた。以下全文を引用すると「令或ハ参事ノ判事ヲ兼任シタル諸県ニ於テハ裁判事務取扱從前ノ定規ニヨルヘシ」と。<sup>(11)</sup> すなわちこの時期、全国各県には未だ府県裁判所が設置されていなかつた（この点の詳細は後述する）。その為の便法として、県令・参事クラスが兼任判事に任命され、以下属官クラスからも兼任判事補が選任されるなどして、民（刑）事裁判が行われていた。<sup>(12)</sup> 問題は、このように県庁事務からは法制上、裁判事務を処理すべき根拠あるいは聴訟課なる課名が廃されたにかかわらず、裁判所が未だ設置されないままの状態が全国各県で続いていた。しかもそれら諸県の令・参事等の兼任判事たちに対しても、裁判事務は「從前ノ定規ニヨルベシ」と命じていた点である。本稿では、それらの問題に対する裁判所未設置の県から、司法省への伺いと司法省指令を通して、この時期、府県裁判所のかかえた問題状況を、広島県裁判所を中心に、他県についてもあわせて明らかにして見ようとしている。ただ考察の順序として、まず明治初年、廢藩置県以後、府県の統廃合を経て初めて新しく成立した広島県を中心に、少くとも隣接する中国諸県の一正確には八県を数える一県域・人口等を概観して置くことに多少の意味があるようと思われる。この当時の訴訟人口を探る為の、基礎的資料になると考へるからである。まず広島県について、明治四（一八七一）年十一月二十二日、「改置府県概表」<sup>(13)</sup> から①国号・郡数（郡名は略す）、②

人口、につき引用する。

① 広島県。a 安芸国一円八郡及び備後国の内八郡・b 九十一万九千四七人。つぎに隣県であるが、後年、廢県となり岡山県に併合され、更に広島県に一部移管されることになった点で、広島県とは密接な関係を生ずることになる深津県に目を向けよう。

② 深津県 明治五（一八七二）年六月五日、深津県庁を備中笠岡に移し、小田県と改める。a 備中国一円十一郡及び備後国の内六郡・b 五十四万六千四百三十人。以下、岡山・北条・鳥取・島根・浜田・山口の順で、各県につき見ることにしよう。

③ 岡山県 a 備前国の内八郡・b 三十八万七千四百五十九人。

④ 北条県 a 美作国一円十二郡・b 二十万五千六百一人。

⑤ 鳥取県 a 因幡国一円八郡・伯耆国一円六郡及び隱岐国一円四郡・b 三十八万五千五百三十一人

⑥ 島根県 a 出雲国一円十郡・b 三十四万四十二人。

⑦ 浜田県 a 石見国一円六郡・b 二十五万九千六百十一人。

⑧ 山口県 a 長門国一円六郡及び周防国一円六郡・b 八十二万七千五百三十六人ということが記されている。明治四年、県治条例制定下、中国地方に、史上初めて創出された新県八県の県域と人口を眺めたわけであるが、これら八県は、数年後、再び府県区域の適正化を図るためにして調整が図られた。すなわち明治九（一八七六）年の四月十八日と八月二十一日の二度にわたって諸県の統廃合と各県管下の郡の異動などの結果、明治九年代、中国地方は、広島・岡山・島根と山口の四県に整理統合されている。<sup>(14)</sup> それと符節を合わせるかのように、明治九年九月十三日、府県裁判

所が廢され、全国二十三の地方裁判所が改置されているが<sup>(15)</sup>、この点については後に考察することにしたい。

（4）この廢藩置県のとき、すでに存在していた東京以下の三府と四十五の県は從来のままで手を付けず、二六一藩を廢してそのまま県とした。その結果、三府三〇六県の多きに達していた（内務省史・第1巻 四七頁）

（5）太政官職制によれば、太政大臣が置かれ、三条実美が任命されたほか、太政官は正院、左右両院を以て構成された。さらに太政官の下にそれぞれ卿を長官とする省を設け、各般の行政を分担させるという制度が布かれた。したがつて、太政官職制發布當時には七省（大蔵省・工部省・兵部省・司法省・宮内省・外務省そして文部省）が置かれていたが、その後若干の改正一一八七二（明治五）年二月二十八日に兵部省の廢止、陸軍省と海軍省の設置が、同年三月十四日には神祇省の廢止と教部省の設置そして同年十月二十五日には文部省が教部省に合併一が行われている（内閣制度百年史上巻・昭和六十一年発行一五頁～十七頁参照）。

（6）前掲内務省史・第1巻四十八頁以下。

（7）前掲内務省史・第1巻五〇頁参照。「府県官制」は最初の統一的地方官制とされるもので府県に知事一員（府奏任三等・県四等）以下参事等を置く（同四年十一月一日には県知事を県令、権知事を権令と改めた）ことを定めた。

（8）「県治条例」では東京府以下三府を除外しているが、府治もこの時同様に更新されている点、前掲内務省史・第1巻五〇頁。

（9）前掲内務省史・第1巻五一頁。

（10）前掲内務省史・第1巻五一頁。

（11）府県職制においては「属史生ノ職務を分テ六課トナス」として、第一課・庶務、第二課・勸業、第三課・租税、第四課・警保、第五課・学務、第六課・出納に分けている（法令全書第八卷ノ一・七七一頁）

（12）もつともこの府県職制末条は翌九（一八七六）年太政官達第八十九号（九月十三日）で廢止されている。すなわち「今般第百拾四号ヲ以テ府県裁判所改置分轄ノ儀布告候ニ付テハ、府県職制末条ハ廢止候儀ト可心得、尤モ事務引渡ノ儀ハ追テ司法省ヨリ可相達候事、引渡済迄ハ從前ノ通可心得此旨相達候事」（法令全書第九卷ノ一・三四七頁・ただし送り仮名、句読点は筆者の手による）。広島県の場合、実際に裁判事務の引渡しが行なわれたのは明治十（一八七七）年六月に入つてからのことであつたが、詳細は後に述べる。

(13) 国号・郡数・人口のほか、郡名・戸数も表わされているが、紙数の関係から割愛せざるを得なかつた。これらはすべて「明治史要・附表」(昭和四十一年覆刻・東京大学出版会発行)八六頁以下参照。

(14) この点については前掲内務省史 第1巻一九九頁以下参照。その結果 全国は三府二十五県一使一藩となつた。前注の「明治史要・附表」の「地域概表」一四三頁以下から、中国地方の内・岡山県と島根県についてのみ、国と人口(男女に区分)を参考迄に見ておくことにしよう。まず岡山県について見ると、明治八(一八七五)年十二月十日小田県を岡山県が併合する。つぎに同九(一八七六)年四月十八日北条県(津山が県庁所在地)をも併合している。その結果、岡山県は備前・備中・美作を所管とし、人口は男五〇万五四〇五人、女四六万一八六七人、合計九六万七二七二人とされている。つぎに島根県であるが同九年四月十八日浜田県を本県に併せ、同年八月二十一日鳥取県を併合。従つてこの時期、島根県の県域は出雲、伯耆・因幡・石見・隠岐に及んでいる。人口も男五一万八一三八人、女四九万九一九人、合計百万九〇五七人に達する。ついでながら広島県は明治九年四月十八日、元小田県所管で岡山県域とされていた備後の地沼隈以下六郡の移管を受けている。その結果、人口は男六〇万三四人、女五七万二五七一人、合計一一七万六七〇五人で、中国地方諸県中、最大の人口となつてゐる。山口県には移管等による県域の変化は見られないもので、ここでは触れないで置く。

(15) 「わが国における裁判所制度の沿革」<sup>1)</sup> ^ 最高裁判所事務総局総務課▽(法曹時報九巻四号32頁(注1) 参照) 明治九年代、府県の統廃合と共に、府県裁判所の地方裁判所への改置の結果(例えは広島裁判所(広島地方裁判所とはいわない)の管轄下に山口支庁が設置されるなどにより)、はじめて全国に大審院を頂点とする地方裁判所網が完備したことになる。この時期、各地に不平士族の叛乱、また自由民権運動などの激化が見られるなど、当時の政治的・社会的背景を想起するならば、この時期の早急な裁判所設置には興味深いものがある。

### 三 広島県聽訟課と民事裁判

先きに見たように、明治四(一八七一)年七月一四日の廢藩置県を機に、政府は着々と中央集権的・統一的な地方統治

体制の創出を目指して、まず最も基礎的な作業である府県の統廃合整備による地方行政区画の確定と地方行政機構の統一的整備をおこなつた。その点から当時の広島県の状況を概観するならば、広島県では明治四年七月の廢藩置県後、八月初めからおよそ一ヶ月余りの間、前藩主の東京移住阻止の請願運動に端を発した、農民の動きが次第に暴動化し、それが県内全域に展開していった（いわゆる武一騒動<sup>(16)</sup>）。結果、県官は、まずこれら騒動の鎮静化に全力を注がなければならず、そのため多く日の日数を費やさなければならなかつた。そのことが明治四年十一月十五日の新県改置—すなわち一旦、広島県を廃止し、あらためて広島県を置く—による旧藩制以来旧県に至る迄引きずつてきた冗官整理・少数精銳の門閥にとらわれない新しい人材登用の実行を遅らせ、それが引いては県治機構の整備<sup>(17)</sup>にも影響を及ぼすことになつたと云われる。このように広島県においては、明治四年十一月二十七日公布の県治条例に即応することができず、県官の人員整理が行われ、県治条例に沿つた県治事務機構（庶務・聽訟・租税・出納の四課）の整備に取り掛つたのは翌明治五（一八七二）年二月になつてからのようにある。<sup>(18)</sup>

さて、前述のように新県として成立し発足した広島県の県域はほぼ確定し、その人口もおよそ把握された。以下ではまず、(1)広汎なる県域を所管とした広島県庁の官員数は当時どのような規模であったか、(2)これら県庁職員を統括し、指揮監督しつつ、県政全般を掌るべき全権を担つた県の令・権令<sup>(19)</sup>・參事として、どのような人物が中央から任命されてきたか、さらにこの時期、地方長官らは、同時に、制度上当然に裁判長でもあつたから、広島県内において県民の民事生活に関する、どのような態度、姿勢で臨んだか、かれら地方長官が県民の民事生活に対する態度・姿勢は、県民に対する、県布達の形式で表わされると見る事ができるのではないか。ゆえに県布達の中で、県令らが独自に戸長あるいは県民を名宛てとして公布した民事的法令を眺めておく事も多少の意義があろう。但し本稿では資料上の制約に加えて、筆者の能力等

からも、この問題については、一、二の布達の紹介にとどめざるを得ない。また、この時期、既に述べたように統一的・網羅的・体系的な民法典は無論存在せず、独立した司法の府たる裁判所も、専門的法律知識と素養を備えた裁判官も見られなかつたことなどの事情から、民事（刑事も同様）の難事件で、決し難い問題が生じた場合、遂一司法省に伺いを出し、指令を得た後、事件の解決を図ることが通例となつていた。広島県においても、明治初年、広島県聽訟課創設以来、民事々件に関して、多くの伺指令の事例を見る事ができる。民事事件における「伺指令」裁判について、本稿では紙幅の制約上、簡単に触れるに過ぎない。他日の機会にまとめて検討を予定している。そしてこの聽訟課において、当時、どれだけの訴訟事件を、どのように取扱つていたか、(4)事件数・事件取扱いの態様および、(5)現在の判決に相当する“裁許”事件においては、どのような種類の事件が見られたかなどにつき、最近の史料調査により、広島地方裁判所々蔵の、明治七・八年合綴の「訴状受取録」・同九年、同名の記録および明治五年から同九年までの分を合綴した「裁判申渡案」<sup>(19)</sup>につき、簡単な紹介を試みたい。その上で、(6)当時聽訟課に配置された属官であつた人たちの官歴等、聽訟課廃止後の、かれらの官員としての軌跡を辿ることにより、明治前期司法官層形成の一支部を見る事ができるようと思われる。以上、取りあえず思い付くままに、明治初年代、裁判所の設置なき広島県を中心に、当時の民事裁判事情を、幾分なりとも明らかにすることを意図して、まず明治五年代—新県としての広島県成立当時の県庁官員数を眺めることにする。とくに当時、奏任官たる県令もしくは県権令・参事もしくは権参事などは、同時に裁判官でもあつたが、かれらを補佐すべく四課に配置された判任官たる大属以下の属官出仕官が、およそどの位の人数であつたか、したがつてその内の聽訟課に配属された人数を推測してみようと思う。もつともこの時期、一応判任官は四課のいずれかに、“専務”として所属していくても、しばしば、他課ないし他係“兼務”である場合が見られる事に注意する必要がある。

## (1) 明治五年から同九年の広島県庁官員数。

ここではまず、明治五（一八七二）年十二月一日（太陽暦採用により、明治五年十二月三日＝明治六年一月一日＝筆者）戸口調査の中に見られる「官員」数、総計百五三人、この内、「<sup>(たよ)</sup>從他寄留」つまり県外出身者二〇人である。内訳では権令一、権参事一、典事一、大属五、権大属四、十一等出仕三、少属九、十二等出仕一、権少属五、十三等出仕二、史生一、十四等出仕九、十五等出仕二三および等外八五で、奏任三、判任六五・等外八五・となつていて<sup>(20)</sup>。等外官の四課配置の確定は現在のところ困難であるが、それはともかく、判任官という実務担当者六五人は各課それぞれおよそ一六人程度配置されていたと見られる。なお当時の県治官員の定員は、前記県治条例中で、当初は石高を基準に定めていたが、後年、石高の称の廃止に伴い、反別・人口を基準に定員を定めるようになつていて<sup>(21)</sup>。その後、明治六年十二月三一日調では官員总数一五八人、その内で県外出身者二十四人、内訳は奏任二、判任七一、等外八五、である。<sup>(22)</sup>明治七年十二月三一日調では、官員总数一五六人、県外出身者一九人、内訳では奏任二、判任六八、等外八六、であつた。<sup>(23)</sup>参考までに、明治一〇（一八七七）年一月一日調、したがつて前年である九年十二月末日までの調査によると、広島県の人口总数は一一九万四四八一人（国別内訳では安芸国七一万三四八人、備後国四八万四一三三人）とされていて<sup>(24)</sup>（注13を併せて参照）。同じく官員数についても、明治一〇年一月の現員総計二〇六人、内訳は奏任三人、判任一〇一人、等外一〇二人である。但し明治一〇年の統計資料からは、官員中、他より寄留・つまり県外出身者の数字が消えている。多少余談になるが、明治初年の県庁官員中、県外出身者の人数に注目したのは、つぎの理由による。すなわちこの時期、太政官政府は、中央集権国家建設という大きい目標を達成するため、廢藩置県を行し、藩主にかえて、地方長官たる府知事県令等を任命した。そのことは旧藩との断絶、政府と各府県とを直結する指揮命令ルートの創出を目指していたと見られる。そこで政府が地方長次官

任命に際して打ち立てた諸原則の中で、他府県人の任命、つまり旧藩との断絶を貫徹する前提条件として、地方長次官クラスにとどまらず、任地に無縁の、したがつて情実をはさむ余地のない、しかも有能な他府県出身者を地方官に任命する、という原則<sup>(25)</sup>を重視していたとされている。しかし、この地方官任用の基本原則は、広島県の場合どうであるか、と云えば、確かに奏任官クラスは、明治四年七月の廢藩置県以後に任命された地方官について全員他県出身者であるが、判任官クラスの実務担当者は大多数が県内出身者で占められている。結局、広島県では、県内事情にうとい他県出身の地方官を頂点とする県治機構を、県内の実情を把握している県内出身の判任官が補佐し支えるという構図になつていて<sup>(26)</sup>いる。それでは、つぎに、明治四年十一月の県治条例以後、その廢止前後の明治八年代にかけて広島県に地方官として任命された県令以下の参事の官歴および民事を中心とする裁判に関する事歴のいくつかについて簡単な紹介を試みることにする。なぜこの時期の地方官に注目するかと云えば、それは福島正夫教授も指摘しているように<sup>(27)</sup>、当時の地方官は中央政府から任命され、出先官吏としてその命を奉ずる機関であつたとしても、他面かれらは、当時の法令の不備、交通・通信・通信機関等の未発達など諸般の事情から、地方の問題にできる限り迅速に対応し、処理解決を図るために大きな裁量権と自主性を有していた。すなわち法令の不備を補うためなどにも、自ら法令を作り、これを管下に布達するなど、いわば当時の地方官は、限られた権限とはいえ、立法行為をおこなつていたからである。ただ当時の府知事県令の、全体の官僚機構中における格付けは、必ずしも高いものではなく、中央省庁の高級官僚より一段と低い格付け<sup>(28)</sup>（県令は奏任四等に位置づけられており、中央官庁の局長あるいは局長以下の位置づけ）がなされていたことは興味深いものがある。

## (2) 広島県の令・参事たち。

広島県では、明治四（一八七二）年七月の廢藩置県の後、ことに同年十一月県治条例公布の日から何人かの権参事クラ

スの任免が見られたが、ここでは触れない。<sup>(29)</sup> 明治五年から同九年代にかけて着任順で見ると、(i)伊達宗興、(ii)白浜貫礼、  
(iii)藤井勉三の3名を中心に、(iv)七等出仕横地安信の名を付記しておきたい。以下順次、官歴等を見ておくこととする。

(i) 伊達宗興・和歌山県貫属士族・文政七（一八二四）年七月生れ。広島県史料の「官員履歴」によりつつ、伊達宗興（旧名五郎）<sup>(30)</sup>の官歴を摘記すると、明治四年十二月二六日、任広島県参事とあるが、実際には翌五年二月八日に着任したとされる。<sup>(31)</sup> 五年八月二七日には広島県権令に任命され、以後明治八（一八七五）年二月一日、依願免本官の宣下がある迄、ほとんど席の暖まる暇なく勉励していた様子が官員履歴を通してよく見える様である。およそ五十才で官界を去つたことになる。伊達宗興は在職中・裁判にも多大の関心を寄せていたと思われるが、それは司法卿に対し一度にわたる裁判所設置の建白書を提出していたことからも推測できそうである。当時の県令の中には、民刑事裁判権を手離すことを喜ばない守旧的な考え方<sup>(32)</sup>が見られた中で、参事であった伊達は、明治五年八月二十五日、司法卿に対し、裁判所出張所設置の建白書を提出している。<sup>(33)</sup> その趣旨を大略述べるならば、まず国法は「天下一般ナラザルベカラス」と云い、司法省裁判所が関東八州に出張すると拝聞しており、関西も同一に施行されると推考するが、「御多務ノ際自然遲延」になることを恐れている。広島県下には速かに出張されることを「企望懇願」する、として 広島県の土地の広さ、人口の多さを述べ、最後に「度々伺ヲ経ルト云エドモ、二百里外」のため時間を要し、「到底国法一体ナラザルヲ恐懼ス」と結んでいる。当時、聽訟課担当官の員数は正確には把握できないが、民刑事合わせて十数人と推測できる。現在と異なり、当時、県庁の支庁も設置されていなかつたのであるから、<sup>(34)</sup> 聽訟課官員の出張等繁忙振りは並大抵のものではなかつたのであろう。伊達のこの建白に対しても司法省からの対応があつたか否かは不明である。しかし権令のとき伊達は再び司法卿に対し、裁判所設置の建白書を提出している（明治七（一八七四）年十一月三日）<sup>(35)</sup>。

このたびの建白は格調高く堂々たる文章である。大略すると、当県へ出張裁判所設置を求めるることは、曾て建言していた通りで、そもそも国内法が画一であるべきは勿論で、大事件はその度ごと中央からの裁決を経て着手している。小事件に至つても、当然、法律に照準し処分しているが、裁判所がなくては、訟獄（民刑事々件）多端の際、「自カラ本省ト地方トノ差違」を生ずると憂慮している。まして当県は「東西北山峯重疊、南方島嶼点綴」で百万に達しうとする人口であり、「金銭ノ出入ヨリシテ田宅ノ売買ナドニ付テノ訴訟極メテ多」い。聽訟課官員は不眠不休で勉励しているが、ともすれば滞獄に至り易い。この際速かに「出張裁判所ヲ御設置相成候ヘバ、衆庶面目ヲ改メ百事速ニ相整ヒ大ニ憂ヲ除キ御都合ナルベクト愚考」している、と述べる。おそらく本来の行政事務が百事多端で多忙を極めてているのに加えて、行政とは異質の訴訟事件の増加、その早期解決処理が求められる状況下では、裁判所設置、裁判官による紛争解決を最も切実に望んでいたのは伊達権令であつたかも知れない。しかし、この建白に対し、司法卿大木喬任は、その意をよく理解しながらも、翌八（一八七五）年一月一五日、「昨日第百六号達書之趣も之レ有り」として設置之儀は見合わせる旨の指令<sup>(36)</sup>を出している。参考までに指令中に示された「昨年第百六号達書」とあるのは、明治七（一八七四）年八月十二日・太政官達第一〇六号のこと<sup>(37)</sup>で、国事多端の際、莫大な経費を要するので「非常ノ節儉」を行なうに付き、各省庁に対し臨時費は勿論定額内であつても「焦眉ノ急ニアラサルノ費途ハ一切相止メ可申」旨を達していた。このように伊達宗興権令による再度の広島県への裁判所設置の建白も空しく、司法省の容れるところではなかつた。伊達権令が官を辞したのは、司法省指令がおそらく到着してそれほど遠くないことから察すると、裁判所設置が見合わされたことと何か関係が有るのかも知れない。このような点から伊達宗興の人物像が浮んでくるようと思われる。ここで伊達宗興が在任中、多くの広島県布達を出している中で、当時の広島県民の民事生活に関する

る一・二の布達を紹介し、それを通して伊達宗興の謹直で潔癖な、そして又、当時の地方官が共通して帶有していたと見られる啓蒙的指導者の面を一瞥しておくのも無意味ではないだろう。例えば明治五年十一月二十四日、広島県布達第九十号を、各大区へ布達しているが、当時の広島県内における金穀貸借をめぐる紛争の多発に対して、その不可を戒めている。以下全文を紹介するが、当用漢字・句読点など読み易くしたのは筆者である。なお本布達は広島県立図書館蔵「明治五年十月至十二月・布告帳」所収に依る。「広島県」の黒色の活字印刷が一葉16行の中央になされている。「一、金穀貸借出入、再応御布告之レアリ。既ニ先般布達及ビ置候トコロ、衆庶ノ中ニハ從前世俗ニ唱ヘ來リ候德政ナドノ様ニ心得違ヒ、不条理申立候者モ之レアル哉ニ相聞ヘ、以ノ外ノ事ニ候。右貸借ノ儀ハ裁判セズト雖モ各自相互ニ厚誼ヲ以テ必(ズ)条理ヲ立(テ)返弁スベキヲ了解シ、裁判ノ有無ニ関セズ一時濟方ハ勿論ニ候得共、事実差支候者ハ月賦若シクハ年賦或ハ新規證文ニ相改メ、速ニ返弁ノ日途相立(テ)、当初貸借ノ節ノ親誼ヲ不失様致スベク候。依テ重テ相達スルモノ也

壬申十一月二十四日 伊達権令」というものである。内容の中で「御布告」とあるのは、おそらく明治五年十月二十二日太政官布告第三一七号「平民相互ノ金穀貸借慶應三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁判ニ不及・明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」を指していると思われる。当時の人々がこの布告をめぐるさまざまな伝聞風評を耳にして、昔の徳政の再現と誤り信じることがあつたのであろうか。往年の藩主よりも広い県の頂点に立つた者として、このような布告の誤伝からくる金穀貸借の訴訟の増加は、決して好ましいものではなかつたと思われる。ほかに、これより少し後年に書かれたと思われる文書の作者が伊達権令か否かは判らないが、そのように推測することが許されるような性質のものであり、治者から見た当時の県民の日常生活の一端を伝えるものとして参考に供して

おく。短い文章ながら、かなり辛辣な批評を寄せており、とくに代言人の行状に対しては酷いものがある。

### 「交際及貸借

人民ノ交際タル旧藩ノ時代ヨリ浮薄ノ風俗タリシガ、近頃人知ノ開運ニ從ヒ、倍々怜憫ヲ極メ、就中金錢貸借ノ事ニ至リテハ別テ詐偽不信ノ所業多シ、殊ニ代言人ノ如キ、中ニハ其趣旨ニ乖戾シ、政刑ノ律書ヲ以テ利ヲ射ルノ具トナシ、陰ニ人民ヲ鼓動シ牽強附会有名無実ノ訟ヲナサシメ其流毒ヲ被ル者多シ。藩政ノ時ハ万不得止事情ニ非サレバ公裁ヲ乞フ事ヲ欲セス、人心ノ薄浮<sup>(マズ)</sup>ナルモ尚廉恥ノ風俗有リシカ、方今ニ至リテハ細瑣<sup>(マズ)</sup>ノ事ト雖モタヤスク官ニ<sup>(ママ)</sup>訟<sup>(ママ)</sup>ヘ、ヤヤモスレバ身代限リノ所分ヲ仰キ更ニ慚愧ノ色ナシ、人民自由ノ権利ヲ誤認シ廉恥ノ心ハ殊ニ<sup>(40)</sup>地ヲ拂フニ至レリ』と、全体として当時の広島の町民にあまり好意的でない印象をわれわれに残している。

(ii) 白浜貫礼・鹿児島県貫属士族、文政五(一八二二)年六月生れ、とある。明治五(一八七二)年九月一八日、広島県権参事に任命された時、丁度五〇才位で、伊達権令よりも2才年長である。当時、志士あがりの多い地方官僚の中では相当の年配であろう。白浜貫礼については、それほど言及することはない。その後明治八(一八七五)年六月一三日、兼任七等判事、同年八月一八日、広島県参事に昇任、同年十一月三日、依願免兼任七等判事とあるから、行政に専念できるようになつた矢先きの翌九年一月二八日死去している。<sup>(41)</sup>

(iii) 藤井勉三・山口県貫属士族、天保十一(一八四〇)年正月生れ。藤井勉三は広島県権令に任命される前、敦賀県権令<sup>(42)</sup>(明治六年一月一九日任命、実際にはすでに明治五年四月一日敦賀県参事に任命されていた)であつた。明治八年二月一五日任広島県権令、同年六月十日、任兼広島県五等判事、しかし翌九年一月三日、依願免兼任五等判事となつてゐる。そして明治九(一八七六)年、任広島県令、以後広島県政に専念、明治十三(一八八〇)年四月六日、<sup>(43)</sup>

依願免本官<sup>(44)</sup>となるまで、比較的長期間、広島県令として県治の任に当つていたことになる。しかし在職期間中、裁判事務上、兼任五等判事に司法省より任命されたとしても、およそ半年間で兼任判事を辞退している。（この点は白浜参事も同様）。代わりに外部から、しかも藤井の前任地たる敦賀県大属横地安信を迎へ、横地を七等出仕として兼任判事に就任せしめたようである。藤井県令の在任中、やはり数多くの民事法令を布達している。しかしこの時期、民事に関する布達の、より全面的な検討は他日に譲らざるを得ない。ここでは一例として、当時の“転質”に関する慣習の効力否定を宣言した布達を紹介しておきたい。これは明治八年九月十日、広島県第百五拾号として、藤井権令が布達している（当用漢字、句読点等は筆者）。「從来回シ質ト相唱ヘ、地券家券等ヲ質物トシ、金穀貸借ノ間、貸主自己ノ融通ノ為借主ノ承諾ヲ得ズシテ右質物ヲ他ヘ回質シ。又転ジテ甲ハ乙・丙・丁ト只様多人数ノ手ヲ経ル中ニハ姦猾無賴ノ徒其間ニ投シ、増シ借り、二重借り等ノ悪計ヲ挾ム者ママ之レ有ルヨリシテ、受ケ返シノ際ニ臨ミ夫レガ為メ種々ノ紛議ヲ生ジ、遂ニ公裁ヲ仰グ者往々之レ有リ、全体、人ノ寄託物ヲ自己ノ差繰リニ供センガ為メ、擅<sup>(ほじいまさ)</sup>ニ他ヘ回質スル等甚ダ不良ノ所業ニシテ人民交際上ノ妨害少シトセズ。之レ依リ原借主ノ承諾ヲ得ルニ非レハ質物ノ効驗コレナキモノニ付、自今回質一切相成ラズ候。尤モ現今其扱ヒ致居ル者ハ来ル十一月三十日限り猶予セシメ候ニ付キ、右期限中ニ悉皆新規証文ニ改メ換ヘ、甲ハ乙ト順次繰リ戻シ申ス可ク、若シ等閑ニ致シ置キ後日相顯レ候トキハ、取札ノ上時宜ニヨリ屹度処分ニ及ブ可ク候条、心得違之レ無キ様取引致ス可ク此旨布達候事<sup>(45)</sup>」というものである。当時の県令は、一見些細に思えるこのような慣習についても、それが引いては訴訟事件の増加の一因になると判断すれば果斷に悪習の部分を否定するなど迅速に手を打つてゐる。このような布達の例は当時、各県で見られたに違ひないが、それらの本格的な検討は紙幅の関係から別にゆずることにする。最後に、広島県令、参事ではないが、明治八年、お

そらく藤井勉三前敦賀県権令の懇請をうけて広島県七等出仕として赴任してきた横地安信について多少触れておきたい。横地は着任するや、広島県内の裁判事務を一手に引き受ける形で兼任判事に任命され、実質上、首席裁判官としての役割を果すのである。以下簡単に出身・官歴等を眺める。

(iv) 横地安信・浜松県士族・元静岡藩士<sup>(46)</sup>とある。天保九（一八三八）年七月生。敦賀県には、明治四年十二月七日、三十七才七ヶ月のとき少属に任命され、同七年一月十五日大属に昇任。その後明治八年十月十九日、広島県七等出仕に補されて来広、同年十二月三日、早速に兼任七等判事として裁判活動に専念、明治一〇年六月十九日、依願免出仕兼官とある<sup>(47)</sup>。その後、裁判官として司法界に転出していいる。以上、明治初年代、広島県聽訟課設置当時、裁判に關係した県令・参事等に触れてきた。つぎに、広島県聽訟課設置以後、およそ課名廃止当時まで、したがつて明治五（一八七二）年から同九（一八七六）年代頃、広島県内では、民事訴訟事件はどの位あつたか、またどのような種類の事件があつたかなど、現在までの調査で明らかに成った範囲で示しておきたい。

### (3) 明治初年代、広島県の民事訴訟件数・種類。

広島県内で明治初年代（といつてもここでは明治五年以後のことであるが）、どのくらいの民事々件が聽訟課に提起されていたか。この点、最近の調査で不充分ながら明らかにすることができた。しかし広島地方裁判所には、現在も引きづきその所在調査を依頼しているが、明治五、六年代の「訴状受取録」は発見されていない。おそらくは明治九年十一月二十五日、国泰寺に在つた県庁建物が焼失したと記録されており、當時県庁内に聽訟課が置かれていたところから、不運にも搬出されなかつたのかも知れない。現存している記録は表紙に明治七年八年、「訴状受取録」、民第六号ノ一 広島地方裁判所民事部の名と、保存始期が明治九年、保存終期が明治永久年と書かれたもの一冊分と、明治九年については2分

冊にして、それぞれ民第六号ノ一および第六号ノ三と書かれ、前記と同一の表題である。<sup>(48)</sup>

まず明治七年の事件記録であるが、九月一日が「壹」となっている。したがつて九月以前の分は不明である。理由も現在不明のままである。したがつて明治七年分の出訴件数は十二月廿八日の五二三（番）（預金催促訴、朱書で八年一月廿七日席後済と記載）で終つている。しかし更に調べると「明治七年一月四日」と欄外に記載されたものがあり、「壹」として大阪府の某が貸金催促ノ訴を起こした旨の記録がある。およそ半葉（10行引）余、二百七（番）から13件ばかり、事件当事者、訴名等を順不同のまま記録した用紙が明治七年十一月廿八日分の後に一葉綴られていた。その中に「五百八十（番） 貸金訴訟之訴」が記されていることから、明治七年一月から八月分で少くとも五八〇件の出訴事件が推定できるから、九月から十二月分の五一三件を合わせて同年には一一〇三件は下がらない件数が推定できそうである。なお同受取録の中には、明治六年六月十日より、と欄外に記した事件が合わせて一葉分19件載つており、その中には九百七十七（番）、当事者氏名で水出入ノ訴、というのが見える。したがつて明治六年出訴件数は少くとも九七七件以上と推測してよい。以下、明治八年分については、一月七日、と欄外に記された「壹・貸金催促ノ訴、両当事者中原告に代言人氏名が載つており、九月三十日席後済」と朱書したものに始まり、十二月廿八日、二千六百十五・貸米催促ノ訴で両当事者名と九年一月十日席前済と朱書された事件で終つてている。したがつて明治八年の出訴件数は二六一五件と見てよい。明治九年についても、2分冊となつていて第一分冊は一月四日第壹号、預ケ金催促ノ訴・で始まり、第二分冊の最後の事件は、十二月廿八日、三千八百六号、貸借証書・證文書取戻ノ訴で終つていて、明治九年の事件数は三八〇六件である。なお訴状受取録の用式にも改善のあとが見られ、明治八年の途中から、事件の概要が1目瞭然となるように工夫が施されている。例えば明治八年十二月廿八日の事件を紹介すると、受付日付、件数が

十二月廿八日	貸米催促訴	原	賀茂郡某村某
二千六百十五	九年一月十日		
掛 副	席前済	被	高田郡某村
		某	

事件番号、取扱い掛官名が上欄に、事件名と処理解決の年月日と態様が中欄に、最後に原告、被告の住所氏名・代言人が居ればその氏名が書かれる。これによつて、ほぼ当該事件の概要が明らかになる・という意味では、当時の民事々件簿も重要な史料的価値があると思われる。その廃棄処分が惜しまれる所以である。最後に、当時の民事々件における解決処理の態様であるが、たとえば前記受取録例に見られた「席前済」などの用語は、当時事件処理の結果を表すもので、この点を「聽訟表釈例<sup>49)</sup>」に依処して簡単に述べておく。

①「席前済口」とは、目安糺（訴状書面審査の意）を終えて訴状を受理した後「未タ判事ノ初席ニ至ラズトキ原被示談整イタルヲ以テ済口（和解の意）證文ヲ出シタ」場合を云ウ。

②「席後済口」とは「判事既ニ席ニ臨ミ原被突合セ吟味ノ上、理解（説得の意）ニ因ルカ又ハ示談整イタルヲ以テ済口證文ヲ出シタル」場合を云う。

③「裁許」とは「原告被告ヲ論ゼズ。既に其非理明白ニシテ理解ニ承服セザルモノ」に裁許申付ける（裁許は判決言渡の意）場合である。

④「願下ゲ」とは、初席前後ヲ論ゼズ、訴状ヲ取上ゲタル後チ、原告ノ願ニ依リ吟味ヲ止メ訴状下ゲ戻シタル」場合である。ほかに各裁判所廻し、各裁判所廻し済口、断獄廻シ（刑事々件として事件を移送の意か）、これは「一般ノ訴

訟吟味中、原告被告ヲ論ゼズ其罪跡判然イタシ其者ヲ断獄へ廻シタル」場合である。

それでは次ぎに、前述の如く、この時期、次第に訴訟事件数が増加の一途を辿っているが、その中で「裁許」（判決）件数はどのようなものであつたか、またどのような種類の事件が多く見られたか、につき、すでに注（3）などで紹介しておいた、「広島県聽訟課における「自明治五年至同九年の「裁判申渡案」（現在広島地方裁判所管理。表紙には「民第二二六号」と記載）」の日次を一覧表にして参考に供することにする。併せて明治五年から同七年まで、小田県（後にその所管内の福山を中心とする備後六郡が広島県に移転される）における民事々件数を参考までに紹介しておく。

明治五年至同九年「裁判申渡案」の訴名等一覧表（原告被告氏名は省略——筆者——）

記録号	訴名	編次
五年一九八	家督相続	一
五年二三五	借財出入	
六年六四	地所出入	
七年乙四六五	地所買戻	
全一二四七	論山実地検査	
全控三四七	山林取戻	
全三七九	負債金取戻	
全六七	山所争論	
全三二二	貸米延滞	

八年一四四〇	切川漁業妨碍	一〇
全一四九五	湧水分取	一一
八年一二九六	地券書換	一二
九年一二七	預ヶ金	一三
全一二二一	貸金	一四
全一三七	家督相続妨碍	一五
八年六五〇	地所取戻	一六
全七〇〇	田地用水争論	一七
全一六〇	持地故障	一八
全九二七	買受山経界引渡	一九

明治初年代、府県裁判所異聞(一) (加藤)

全一四九																	壳買米違約
八年一九一九																	預金
全四九二																	貸金
全四九一																	貸金
九年四五三																	家督相続妨碍
全一二六〇																	上
全九三八																	貸金
全一四一一																	貸米
全七六九																	貸金
全七六八																	貸金
八年九九																	預金取戻
全一一七六																	地券書換地所引渡
九年一一四																	年号記入
全五〇五																	貸金
九年一五																	貸金並二小作米
八年三三一																	金
三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇		

全六八五																	村地故障
九年二三三一																	貸金
九年二三三三																	野山差縛
全八四八																	経界論地
七年三九七																	拔寧引渡違約
九年一六八八																	絶家再建相続差縛
全一六一九																	貸金
八年一八九一																	貸金
九年一九九一																	貸金
全一七〇六																	貸金
全二三〇																	貸金
全二一七九																	貸金
全二〇二五																	貸米
全一五五六																	貸米出入
八年二五九五																	貸米
九年一〇〇〇																	貸金
五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七			

全二五一四	九年一六六九	六年二〇一	全七五五	九年七五九	全二四〇一	全一五三	全一五三	全一七六四	全二二五一	全一〇二九	讓受地違約	地券證名前書換	貸金	野山入会	全一六八九	全一九八三	全上	全二三九〇	山代価不足
預ヶ金	貸金	貸金	全上	貸米	全上	貸金	貸金	貸米	全上	貸金	五七	五六	五五	五四	五三	五二	全二六六一	氷雪代価	
六六	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五四	五四	五三	五二	全二七〇一	貸金	

全二三三五	九年一六二二	六年百九	全三〇七四	九年二〇五六	全一七七	全二四九九	全二七三	九年五八八	全四〇五	全一六七一	全二二〇〇	耕地用分水	貸金	貸米	全二三九五	全二三九七	全二六六一	氷雪代価	山代価不足
貸金	預ヶ金	山境界出入	全上	山經界爭論	所有地草山取戻	地所明渡	買受地引渡	預金	返米	貸銀	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六九	七四	七四
八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六九	七四	七四

全二〇四四	地所買戻	八六
全一七八一	貸米	八七
全九〇六	貸金延滞	八八
全九〇六	全上	八九
九年一一五三	貸附金	九〇

八年二五二八	貸金	九一
九年七九七	全上	九二
全一〇一六	買附酒引渡	九三
八年一二三六	預證文取戻	九四
九年一〇一一	預ヶ金	九五

以上95件につき、出訴年別に事件数を分類するならば、明治五年は2件、同六年3件、同七年7件、同八年18件、同九年64件で不明1件である。大体前に見た事件数が明治五年以後、年数を追うに伴い増加していった傾向に比例している。

これら訴訟事件増加の背景となる事情要因の検討は、それ自体興味ある問題であろうが、ここでは立入らない。なお事件の種類別では、貸金銀・貸米だけで45件（貸金銀34件、貸米11件）、預金6件で、金穀貸借の訴訟に対する判決件数が全件数の半数に近い。家督相続に関する事件は5件となつていて、他は土地に関する事件が23件などとなつていて、

最後に同時期の小田県における聽訟件数も参考までに紹介しておく。明治五年から同七年の3年間であり、件名内訳は金穀貸借、売懸・地所・難渋・縁談・小作・貸家・水論・家督・商事違約・境界・預金、各裁判所廻の13種類で、紙幅の制約上、各年度総計等を紹介するに止めたい。

明治五年三月至十二月、一二六件、内已決九十三件・未決三十三件。

明治六年中、五六三件、内已決四四五件、未決一一八件。

明治七年中、二三四二件、内已決一七〇七件、未決五三五件である。各事件名ごとに件数、裁許あるいは対談済件数を

挙げている（岡山県史料五三、「旧小田県歴史、拓地工業裁判議事・四」所収）

（16） 広島県史 近代1（通史V） 七四頁。以下参照。

（17） 前掲広島県史・近代1・一一七頁・なお広島県史料十四職制によれば、同四年十月十二日広島県職制科目が創設されている。その大要是、一・幹務・知事正権大参事「朝令ヲ奉ジ各科ノ事務ヲ総判シ内外ノ庶務ヲ整理スルコトヲ掌ル」を設け、以下民事（戸籍・租税・出納・土木・殖産の五分科の事務を取扱う）、刑律（「監察断獄等一切法律ノコトヲ掌ル」として監察と断獄の二分科を置く。この「断獄」では「聽訟糾弾斷律因獄等ノコトヲ掌ル」とある。民刑事裁判事務をも取扱うところであった。当時の官員履歴を見ると、旧藩制以来の多数の官員が各科に配置されていたことが判る。

（18） 前注に掲げた広島県史料十四「職制」を見ると、そこには「明治五年二月・新県条例ニ基キ、府中職務ヲ分ケ四課ヲ設置ス」という記録がある。その中の「聽訟課」の事項に付ては、聽訟・断獄・監察という所管事務名稱のみが挙げられているに過ぎない。職制の冒頭には「県官ノ職制ハ廢藩置県ノ際之ヲ改定ス。然レドモ未ダ章程ヲ設ケス・（略）・邏卒番人ノ如キハ職制及章程ヲ設ケス各其規則ヲ定ム。就中事務ノ制ニ至リテハ別ニ之ヲ設ケス」（文中の當用漢字等は筆者の手による）とあるから、広島県成立当初の県庁事務職制や事務章程その他、当時の諸県に見られた県庁規則といった、事務分掌を定めた性質の諸規定は設けられていなかつたのかも知れない。なお別に「広島県史料十九」中の官員履歴—明治五年十一月三尽・立序以来官員任解進退辞令書 広島県（当用漢字は筆者の手による）—を調査したところ、廢藩置県の後、同年十月十日頃、「刑律断獄係」に配置された属官等は二〇名を算えた。この内、司法省へ転出一名、大蔵省転出一名、他は広島県庁内の租税課等へ配置換え二名、聽訟課へ配属四名（四名全員が等外の官）、同五年一月に、是迄の事務取扱いに及ばずとされた者六名、不明五名、であつた。但しこの明治五年十二月末日迄の該県官の任免がこれで総てと速断することはできない。その理由は後年の官員履歴の調査に依り、明らかにしたい。筆者が官員履歴調査を立意した意図は、行政事務の如く、いわば上命下達の事務執行が通例の事務内容とは異なり、裁判一とくに民事裁判においては、事件担当官が直接、事件当事者に接し、書面審理あるいは事件内容の下調べ等を通して、裁判の推移を見きわめ、説得に依る紛争の早期解決を図り、民心を安定させる、このことがこの時期一つまり近代的な意味での裁判所も、裁判官も、いわんや体系的・統一的に整備された民法典もなかつた、いわば“三無時代”の裁判担当者に、特

に望まれていたと思われる。そこで単に行政上の事務処理能力だけに尽きず事件当事者を説得し、理解を得させるだけの配慮や注意深さなどの能力が当該事務取扱い上求められるとすれば、当時どのようにして聽訟課の属官が選ばれ、配置されたか、旧藩時代、裁判等事件処理に関わっていた人たちがそのまま県治条例下の新県広島県に配属されていたか否かに興味を覚える。結論を先取りして云えば、聽訟課に配置された属官クラスにおいては、広島県出身に限らず、遠隔地の他県から任官している者の数が目立つているように思われる。この点の検討は後にゆずる。

(19) すでに前述したように、筆者は一九九七年から翌九八年の2年間、広島大学法学部紺谷浩司教授（民訴法）を研究代表として、広島県高等裁判所管内の五地方裁判所（広島・山口・岡山・松江・鳥取）本庁・支部所蔵の民事判決原本以外の民事裁判記録等（文書類）で明治期に取りあえず限定したものの、所蔵状況調査を、文部省科学研究費の交付を受けておこなった。調査に際しては、広島高等裁判所の藤田元長官、桜井元長官をはじめ実に数多くの裁判所の関係各位から厚い御理解と御協力を頂いた。ここで一人一人のお名前を挙げさせて頂く事が、本来の礼儀と思うが、紙幅の関係上割愛せざるを得なかつた。付記して深甚の謝意を表しておきたい。さて、広島地裁本庁では、本調査により、明治十（一八七七）年六月、初めて地方裁判所としての広島裁判所開設以前の時期すなわち明治五年以後同九年の間、広島県聽訟時代の民事裁判申渡案を始め、現在の民事事件簿の前身である“訴状受（請）取録”などに接することができた。これらの内容については、現在調査中であり、したがつて本稿ではあく迄も中間報告の域を越えるものではないことをあらかじめ御諒解頂きたいと思う。なお注（3）参照。

(20) 広島県史料一、第五則中「戸口」所収。なお前掲広島県史・近代1・通史V・一二〇頁参照。

(21) この点はとりあえず、前掲広島県史・近代1・一一九頁参照。

(22) 前掲広島県史料一“戸口”所収。

(23) 前掲広島県史料一“戸口”所収。

(24) 人口官員数等は、明治十一年七月刊行の広島県治提要（広島県藏版）<sup>22</sup>へ明治年間府県統計書集成V中の、広島県（雄松堂制作）のマイクロフィルム版<sup>23</sup>に依拠している。

(25) 旧官員あるいは土着官員残らず一掃といった岩手県・佐賀県・静岡県などは、例外的事例ではなく中央政府がとつた基本原則であることを大島美津子教授は明快に指摘されている。このほか大島教授によれば、地方官任命の原則として西南雄藩を中心と

する志士の多数任命および能力重視主義を挙げられている（大島美津子「明治初期の地方官」（仁井田陸博士追悼論文集第3卷へ日本法とアジア▽）一九七〇年勁草書房刊・一九七頁以下参照。

(26) 前掲広島県史・近代1・一二〇頁。

(27) 福島正夫「明治初年の地方官と郡政改革」（地方史研究24号・一九五六年一二月・8頁以下）。福島教授は、当時不備な法令を実施するために、地方法令を自ら作り布達していた例として戸籍に関する愛媛県・青森県などの法令・また法令のないものを補うために、各地方で制定していた民事訴訟など司法に関する諸規則などを挙げておられる（福島前掲9頁）。筆者もほぼ同様の関心で明治初年の中国地方諸県における、いわば民事立法的布達に注目してきた。

(28) 大島前掲192頁。

(29) 広島県史前掲120頁参照。

(30) 広島県史料二十「明治八年ニ及(ア)立序以来官員任解進退辞令書・広島県」（史料中の当用漢字は筆者の手に成る。以下同じ）所収。

(31) 前掲広島県史・近代1 120頁。

(32) 広島県史料十八・「明治八年ニ盡・官員履歴」所収。

(33) 広島県史料二（広島県史一）所収。

(34) 伊達権令の発意に因ると思われるが、明治六（一八七三）年三月に広島県庁の尾道移転の伺いが大蔵卿に提出されており、再度取調書提出の指令が出ていたようである（前掲広島県史・近代1の資料へ公文録・大蔵省之部▽参照287頁。その後明治七年二月二十二日、尾道支庁を設置し、御調郡以下の備後六郡を所管としたが、早くも翌八年三月二十三日、却て事務の手数が掛り、入費も少くないとの理由で廃止されている（前掲広島県史・近代1・115頁）。

(35) 前注広島県史料二所収。

(36) 前掲広島県史料二所収。なお伊達の建白と正院における審議および司法省指令案については「公文録 司法省之部 全 明治八年一月」参照（公文録のほか広島県布達の多くは広島県立文書館所蔵の複写版を利用させて頂いたことを謝意を込めて付記しておく。

(37) 法令全書・明治七年ノ1・三三五頁。この点、同じく内務省でも同年九月七日、乙第五十四号達において、各府県に對し「各府県経費金額内ニ係ル尋常ノ修理ト云エドモ成ル可ク丈節約」するよう注意を呼びかけている（法令全書 明治七年ノ1、五〇六頁。なお同年九月十日太政官達一一九号も同旨）。

(38) 法令全書・明治五年ノ1・二一六頁

(39) 広島県史料二「県治」中「民俗・交際及貸借」参照

(40) 広島県史料十八「官員履歴」所収。

(41) 福井県史料三十八「敦賀県歴史・履歴」所収

(42) 広島県史料十八「官員履歴」中「明治八年ヨリ明治十年十二月迄・官員履歴」所収

(43) 広島県史料二十二「明治十五年五月・奏判 官員履歴二―明治十三年分」所収。

(44) (45) 明治初年代の広島県布達類は必ずしも充分整理分類されていない。筆者は広島県立文書館所蔵「明治の令達」という表題の複写版の内、明治五年から同九年分を調査利用させて頂いた。実物原資料の「明治の令達」は現在三原市立図書館が所蔵している。筆者もその内の「明治八年・五号」として編綴されている布達を閲覧利用させて頂いた。原資料の所在を教示して下さった広島県立文書館ならびに快く資料の閲覧に御協力下さった関係各位に謝意を表しておく。

(46) 注(42) 引用の福井県史料三十八所収

(47) 広島県史料十八「官員履歴」中「明治八年ヨリ明治十年十一月迄 官員履歴 広島県」所収

(48) この点はすでに注(3)および注(19)参照

(49) 明治六年五月十五日司法省番外達「聽訟表紙例」は全12条に分説している。「第二憲法類編・第二篇民法部・第六巻訴訟法三十丁以下参照。